

大阪市芸術活動振興事業助成金 募集案内

I 助成の目的と概要

・大阪市では、大阪での芸術活動が盛んになること、大阪市民等が芸術にふれる機会を増やすこと、大阪文化の発信をめざし、芸術活動を助成します。芸術活動を行う団体・個人からの申請に基づき、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会が審査を行い、選ばれた事業は経費の一部を助成します。

・事業助成は「一般助成」と「特別助成」の2種類がありますが、今回は「一般助成」のみ募集します。

II 募集期間および助成対象期間

(募集期間)

・令和元年6月26日(水)～7月26日(金)17時30分(必着)

(助成対象期間)

・一般助成 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)までの期間内に実施する事業

※応募できるのは、1団体(個人)につき1事業です。

III 助成の対象・分野(ジャンル)

大阪市内で芸術活動を行う団体、個人が対象です。

1 対象分野

- ① 音楽(洋楽・邦楽・オペラ等)
- ② 演劇(現代演劇・ミュージカル・人形劇等)
- ③ 舞踊(邦舞・バレエ・現代舞踊・民族舞踊等)
- ④ 古典芸能・大衆芸能・民俗芸能(能、狂言、歌舞伎、講談、浪曲、落語等)
- ⑤ 美術・写真・書道・陶芸・工芸(インスタレーション、メディアアート等を含む)
- ⑥ 映画

2 対象活動

- ① 公演
- ② 展覧会

- ③ ワークショップ
- ④ 芸術祭（映画祭を含む）、アートプロジェクト

Ⅳ 助成の対象とならないもの

- ① 興行のうち、主として営利を目的として行われるもの
- ② 趣味の教室やカルチャー教室などが参加者の発表の場として行うもの
- ③ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
- ④ 政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの
- ⑤ 学会が主催するもの
- ⑥ 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの
- ⑦ 高額な参加者負担をとらなうもの
- ⑧ チャリティー事業など寄付行為をとらなうもの
- ⑨ 大阪市から他の助成金等の交付や会場使用料の免除・減額等を受けているまたは受ける予定のもの
- ⑩ 大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けているまたは受ける予定のもの

Ⅴ 助成の種類及び金額

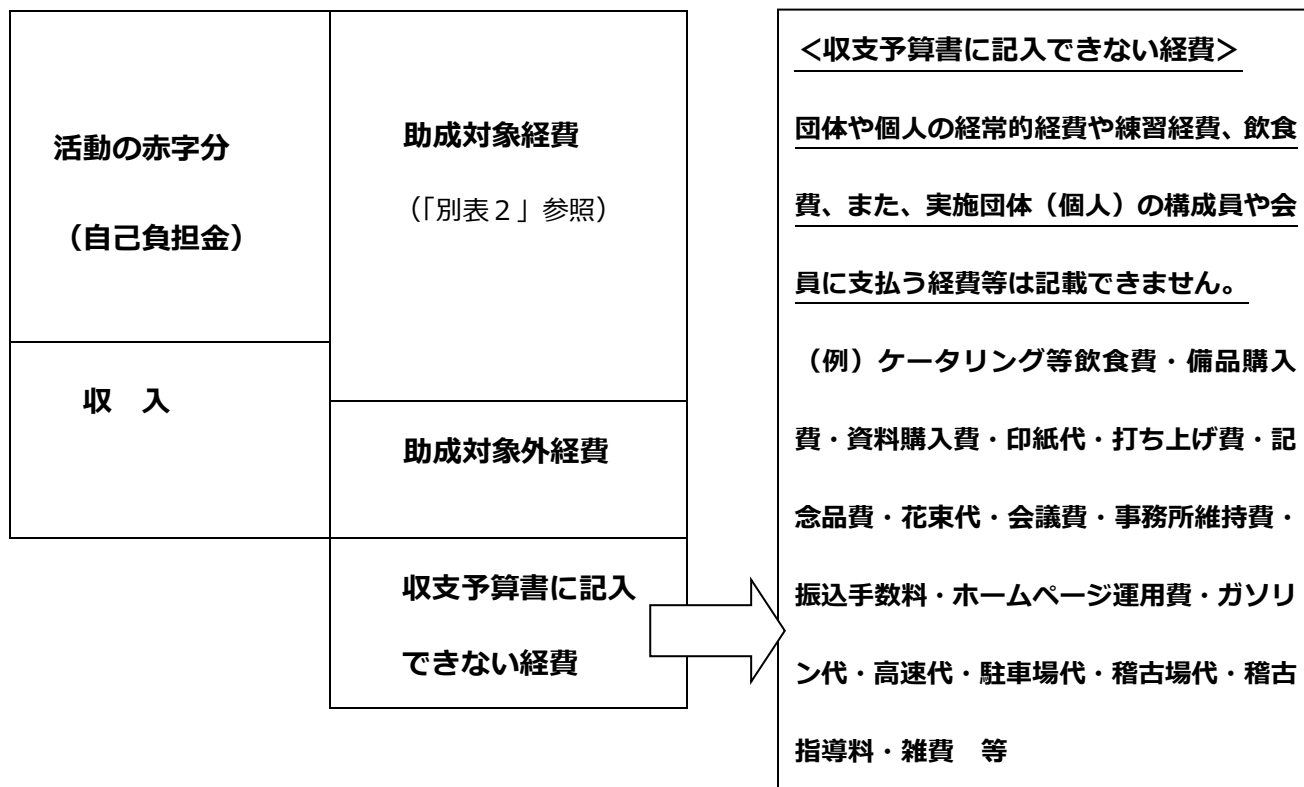
- ・一般助成 助成上限 20 万円
※大阪市民等に芸術にふれる機会を提供する芸術活動で、「Ⅲ 助成の対象・分野」にあてはまるもの
- ① 収入に対する支出超過額の範囲内（自己負担金額の範囲内）で、助成対象経費の 2 分の 1 以内（1, 0 0 0 円未満切り捨て）を限度とし、
- ② 大阪アーツカウンシルによる審査を経て助成額を決定します。※審査によって、申請額から減額になる場合もあります。

<事業（芸術活動）の収支>

- ・事業の支出は以下の 3 つに区分されます。
- ①助成対象経費
- ②助成対象外経費
- ③収支予算書に記入できない経費（本助成金の申請に当たっては事業費として認められない経費）

※搬入（仕込み）～事業実施～搬出（バラシ）にかかる必要経費を対象とします。

・助成対象経費については別表2を参照してください。



VI 審査および審査基準

大阪アーツカウンシルで審査します。審査の基準は別紙1のとおりです。

より多くの申請者に助成金を活用していただくため、直近3年連続で本助成金の交付決定を受けている団体は、優先順位が低くなる場合がありますので、ご了承ください。

VII 助成金の交付決定

・審査の結果（交付または不交付）を9月下旬に書面で通知予定です。

※1年間を通じて、交付を受けられるのは1団体（個人）につき1事業です。

※交付決定結果は大阪市ホームページにおいて申請者名のみ公表します。

※審査過程に関するお問い合わせには応じられません。

※助成が決定した事業については、審査委員等が確認できるよう座席を確保・提供していただくことがあります。

VIII アンケートの実施

・助成金交付決定を受けた団体（個人）は、「新たな観客の参加」「参加者の満足度」などを意識して実施して下さい。また、交付決定事業についてアンケートを実施し、その結果を報告してください。アンケートの書式は自由ですが、下記の項目は必ず入れてください。（文言等はそのままでもかまいません）

〔アンケート項目〕

- ・本公演への来場は 「1. 初めて 2. 2回目以上」
- ・開催内容は 「1. 大変良かった 2. 良かった 3. 普通 4. 良くなかった 5. 悪かった」

IX 助成等の表示

・採択された助成事業に関する印刷物（チラシ・ポスター・プログラム）には、「大阪市の助成を受けている」とわかるよう、大阪市の市章（※）と、以下のいずれかの表記を明示してください。

【表示例】「※大阪市助成公演」「※大阪市助成」「※大阪市助成事業」

X 助成金の交付

・事業の終了後、活動実績報告書を提出していただいた後、実際の交付額を確定し、助成金を交付します。
※申請書の記載内容と、実際の事業内容に相違があった場合、交付を取り消すことがあります。

・対象経費については、領収書等の支出を証明する書類の提出が必要です。書類が不十分な場合は、助成金が減額されることがあります。

領収書については、宛名・金額・但書・事業名・領収日が記載されているか、また、領収印が押印されているかを確認しますので、漏れが無いようご確認ください。特に但書につきましては、単に「小道具代」などではなく、「●●公演小道具 粘土代」等、詳細が確認できるように記載してもらってください。

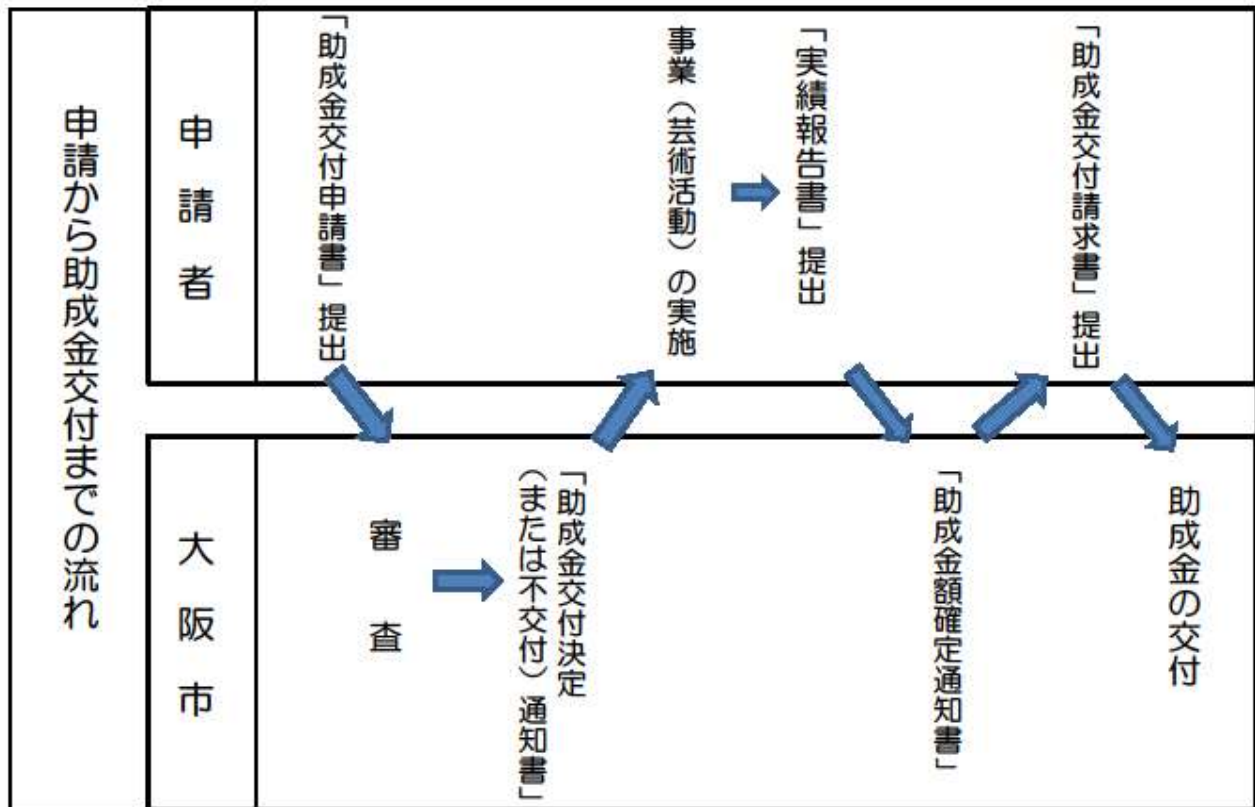
・採択事業については、事業報告会等で報告をお願いすることがあります。

XI 申請内容の変更について

・事業内容及び予算額に大きな変更の生じることが無いよう、事前に十分内容を検討の上申請して下さい。万が一、助成金交付決定後に助成事業の内容に変更がある場合は、変更を決定した時点で速やかに本市に連絡の上、変更承認申請書を提出してください。

・大幅な変更が生じていると認められる場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消すことがあります。

XII 助成金交付の流れ（申請から助成金の支払まで）



XIII 助成金の交付申請方法

申請される方は、申請書類を大阪市文化課へ送付(簡易書留等、記録の残る方法で)してください。

- ・ 締切日必着
- ・ 表面に「芸術活動振興事業助成金申請書在中」と朱書きしてください。
- ・ 別表1をよくご確認のうえご申請ください。ご不明な点がございましたら、下記、問合せ先までご連絡ください。

(申請書類) 記載にあたっては、「記入例」を参照してください。

- ・ 助成金交付申請書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体の規約
- ・ 役員（会員）名簿
- ・ 活動実績のわかる資料や新聞記事など（6枚以内。A4サイズに揃えてください。）

申請書類についてはこちらからダウンロードしてください（記載例も掲載しています。）

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000180795.html>

(申請書提出先・問い合わせ先)

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86 大阪中央卸売市場業務管理棟 8階

大阪市経済戦略局文化部文化課（担当：渡瀬・志波）

電話：06-6469-5177

ファックス：06-6469-3897